平成２９年（フ）第４１８４号
東京都北区桐ケ丘１丁目６－３－907
債務者　川端　珠世
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４１９３号
東京都墨田区墨田２丁目２－２－508
債務者　高中由和子
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４１９５号
東京都大田区新蒲田２丁目12－18－204
債務者　菅田　聖子
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４１９８号
東京都東村山市富士見町４丁目９－13
債務者　香川友一郎
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４２００号
東京都台東区千束４丁目43－９－302
債務者　高橋勲こと　高橋　　実
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４２０４号
東京都江戸川区中央２丁目６－２
債務者　高橋　美香
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４２０５号
東京都府中市片町１丁目６－２－103
債務者　毛利　隆宏
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４２０６号
神奈川県横浜市神奈川区立町６－４－601
債務者　鈴木　大幾
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４２０７号
東京都葛飾区堀切８丁目６－８－102
債務者　長谷川雅夫
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４２１２号
東京都品川区二葉３丁目１－９－202
債務者　小沼富士夫
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４２１４号
東京都品川区大井２丁目16－6
債務者　藤田　榮子
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４２１８号
神奈川県川崎市多摩区西生田３丁目２－８－201
債務者　苗加　信吾
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４２２０号
東京都足立区綾瀬２丁目４－１－303
債務者　數納　宏子
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４２２３号
東京都練馬区石神井台３丁目32－15－304
債務者　大賀　和幸
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４２３５号
東京都墨田区堤通２丁目４－４－401
債務者　荻原英理香（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４２３９号
東京都世田谷区駒沢２丁目13－３－102
債務者　厨子亜希子
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部